

クロアチアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

クロアチア共和国（クロアチア語では「Republika Hrvatska」）は、旧ユーゴスラビアから独立した共和制国家である。クロアチアの国土は、内陸部とアドリア海沿岸部の2つに分けることができる。首都ザグレブのある内陸部は、スロベニア、ハンガリー、セルビア及びボスニア・ヘルツェゴビナに接している。アドリア海沿岸部は海岸沿いに細長い領土となっており、その南の飛び地には、世界遺産となっており「アドリア海の真珠」と呼ばれる有名な観光地ドゥブロヴニクがある。

7世紀頃に南スラブ人が現在のクロアチアの地に定住し始め、10世紀にクロアチア王国が建国されたが、1102年にハンガリーの自治領となった。16世紀以降はオーストリアのハプスブルク家に支配され、その後、オーストリア＝ハンガリー帝国領となった。

第一次世界大戦後、オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊を受け、1918年に「セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国」が成立した（1929年に「ユーゴスラビア王国」に改称）。しかし、大セルビア主義的統治への反発から、1939年にはクロアチアは自治州となった。

第二次世界大戦中の1941年にはナチス・ドイツがクロアチアを占領し、親ナチス・ドイツの「クロアチア独立国」が成立した。当時、「クロアチア独立国」は、「セルビア人の3分の1を殺害し、3分の1を国外追放にし、3分の1をカトリックに改宗させる」ことを政策目標とし、クロアチア国内に在住していた数多くのセルビア人を迫害し、虐殺した。

第二次世界大戦後の1945年には、ボスニア＝ヘルツェゴビナ、モンテネグロ及びマケドニアも参加して「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立し（後に「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」に改称）、クロアチアは、連邦構成国の一つとなった。ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下「ユーゴスラビア連邦」という）は、各共和国への権限移譲を進める等、ソ連とは異なる独自の社会主義路線を採ったが、チトー大統領の死去（1980年）はユーゴスラビア連邦の将来に影を落とした。

1990年に行われた選挙で非共産の民族主義政権（トウジマン政権）が発足し、クロアチアは、1991年にユーゴスラビア連邦からの独立を宣言した²。ユーゴスラビア連邦軍はク

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 但し、クロアチアの独立が国際的に多くの国に認められたのは、1992年になってからで

クロアチアに侵攻し、内戦に突入した。とくにセルビア人が多く居住していたクライナ地方では、セルビア人がクロアチアからの独立を宣言したり、これに対してクロアチア軍が武力制圧する等、大きな混乱が続いた³。1996年にクロアチアと新ユーゴ（後のセルビア・モンテネグロ）は関係正常化に合意したが、その後もセルビア人の帰還問題は容易には実現せず、混乱は続いた。クロアチアとセルビアは双方とも、相手国が1991年から1995年までに大量虐殺（ジェノサイド）を行ったとして、国際司法裁判所に提訴していたが、国際司法裁判所は、2015年2月3日、双方当事者の訴えをいずれも棄却した。

クロアチアは、1992年には国連に、2009年4月にはNATOに、2013年7月にはEUに加盟した。欧州単一通貨ユーロはまだ導入しておらず、現在の通貨は「クーナ」である。公用語はクロアチア語である⁴。

クロアチアは、旧ユーゴスラビアの国の中では、地理的に西欧に近く、有名な観光地ドゥブロヴニクを抱えていること等から、比較的経済状況は良好であるといわれている。

クロアチアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。クロアチアはハンガリーやハプスブルク家に支配されていた時代においても高度な自治権を有していたが、法律家の多くがオーストリア等に留学していたため、オーストリア法等における法律概念が主に輸入されることになった。このように、クロアチアの法制度は、歴史的にオーストリア法等の影響を長く受け続けてきた。社会主義体制下においてはソ連法の影響も受けたが、ユーゴスラビア連邦では各国が異なる法制度を有し、ユーゴスラビア連邦自体もソ連とは距離を置いた独自路線を歩んだため、ソ連法の影響は、他の東欧諸国ほど強くはなかったといえる。そして最近では、クロアチアも加盟しているEU法の影響が強くなっている。このように、クロアチアの法制度は、各時代において、様々な形で国外の法制度の影響を受けてきたということが、その特徴の1つであるといえる。

II 憲法

1 総説

クロアチアでは、1990年の選挙の後、1990年憲法が制定された。この憲法は、その後、1998年、2000年、2001年、2010年に改正された。

あった。

³ クロアチアの内戦前の人口構成は「クロアチア人75%、セルビア人12%」であったが、内戦終結後は「クロアチア人90%、セルビア人4%」と大きく変化した（『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）341頁）。

⁴ クロアチア語は、もともとはセルビア語やボスニア語等とほぼ同じ1つの言語であり、方言程度の違いしかない。クロアチア語及びボスニア語ではラテン文字を使用するのに対し、セルビア語ではキリル文字を使用するという違いがあるが、通訳無しで全く問題なくコミュニケーションが可能である。最近では、それぞれの標準語が整備されるようになり、若干の違いが生じるようになった（『ニューエクスプレス セルビア語・クロアチア語』（白水社、2010年）8頁）。

2010年改正後のクロアチア憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：クロアチア憲法の主な体系（2010年7月6日現在）⁵

第1章 歴史的基礎		
第2章 基本規定		第1条～第13条
第3章 人権及び基本的自由の保障	第1節 総則	第14条～第20条
	第2節 人格的及び政治的自由及び権利	第21条～第47条
	第3節 経済的、社会的及び文化的権利	第48条～第70条
第4章 統治機構	第1節 クロアチア議会	第71条～第93条
	第2節 クロアチア共和国大統領	第94条～第107条
	第3節 クロアチア共和国内閣	第108条～第117条
	第4節 司法権	第118条～第124条
	第5節 検察庁	第125条
第5章 クロアチア共和国憲法裁判所		第126条～第132条
第6章 コミュニティ・レベル、地方及び地域の自治		第133条～第138条
第7章 国際関係	第1節 国際条約	第139条～第141条
	第2節 同盟及び分離	第142条
第8章 欧州連合	第1節 加盟のための法的基礎及び憲法的権力の移譲	第143条
	第2節 欧州連合機関への参加	第144条
	第3節 欧州連合法	第145条
	第4節 欧州連合市民の権利	第146条
第9章 憲法改正		第147条～第150条
第10章 最終規定		第151条～第152条

⁵ クロアチア憲法の英訳（2010年7月6日現在）は、クロアチア議会の下記ウェブページ等に掲載されている。<http://www.sabor.hr/Default.aspx?art=2405>

クロアチア憲法は、「第1章 歴史的基礎」において、7世紀以降のクロアチアの国家成立の歴史、及び1990年のクロアチア共和国建国にあたっての決意等について述べている。

次に、「第2章 基本規定」においては、様々な基本原則が謳われている。例えば、3条は、人権保障、平等、平和主義、環境保護、法の支配、民主主義的複数政党制等は、クロアチア憲法において高い価値が置かれることを規定している。また、4条は、抑制均衡型三権分立を規定している。

また、特徴的な規定をいくつか挙げると、6条4項は、暴力行為等により国家の存立を危うくする政党は、憲法に反するものとの明文規定を置いている。7条は、軍事同盟国との連携や、クロアチア軍の国外での活動等について規定している。12条によると、公用語はクロアチア語であり、ラテン文字を使用するものとされている。

2 統治機構

(1) 議会

クロアチアの議会（クロアチア語では「Sabor」）は、一院制である（上院は、2001年に廃止された）。国民の直接・秘密選挙で選ばれた100名以上160名以下の議員により構成される（72条）。議員の任期は4年である（73条1項）。

議会は、総議員の過半数の要求がある場合には任期満了を待たずに解散する（78条1項）ほか、大統領も議会を解散する権限を有する（同条2項）。大統領による議会の解散は、内閣不信任決議があったとき、及び予算案提出後120日以内に予算案が議決されないときに行うことができるが、憲法違反を理由とする自己に対する弾劾手続が進行している間は、議会を解散することができない（104条）。

議会の権限としては、①憲法の制定・改正の決定、②法律の制定、③予算の議決、④議会の政策文書の決定、⑤レファレンダム（国民審査）の請求等が挙げられる（81条）。なお、レファレンダムについては、87条に具体的な規定が置かれている。

(2) 大統領

クロアチア大統領は、国内及び国外において国家を代表する（94条1項）。大統領は、内閣の機能性及び安定性を保障する（同条2項）。また、大統領は、国家の防衛について責任を負う（同条3項）。

大統領は、国民の直接・秘密選挙により選出され、任期は5年であり（95条1項）、3選は禁止されている（同条2項）。大統領は、他の公職を兼ねることはできない（96条1項）。

大統領の権限としては、①議会の選挙を要求し、最初の会期を招集すること、②憲法適合性についてのレファレンダムを要求すること、③議会の議席配分に応じて組閣を命じること、④犯罪者の赦免を行うこと等が挙げられる（98条）。また、大統領には、内閣と協力して外交関係を処理すること等の権限も付与されている（99条）。さらに、大統領は、議会が法律を議決した後8日以内にそれを公布しなければならないが、もし、大統領が、当該

法律が憲法に違反すると考える場合は、憲法裁判所の審査を求めることができる（89条）。

（3）内閣

行政権を担う内閣は、首相、副首相及び閣僚により構成される（109条1項）。これらの者は、公職を兼ねることができない（同条2項）。内閣は、議会に対して責任を負う（115条1項）。

内閣の構成員は、大統領の委任した者により提案される（110条1項）。組閣後直ちに、又は大統領の委任を受けた後30日以内に、首相候補者は、議会に対し、内閣及び政策を示して、信任を得なければならない（同条2項）。内閣不信任決議は、議会の総議員の過半数の賛成により可決される（116条5項）。

大統領の権限としては、①法律案等を議会に提出すること、②予算案を議会に提出すること、③法律及び議会の決議を執行すること、④法律を執行するために政令を制定すること等が挙げられる（113条）。

（4）裁判所

司法権は、裁判所に帰属する（118条1項）。司法権の独立については、明文で保障されている（同条2項）。

通常の司法判断を行う裁判所の最高機関は、最高裁判所である。最高裁判所は、法適用の統一及び法の下での平等を保障する（119条1項）。最高裁判所長官は、大統領の提案を受け、議会により指名又は罷免される。最高裁判所長官の任期は4年である（同条2項）。

「司法評議会」は、司法権の自律性・独立性を保障するための、自律し独立した組織である（124条1項）。司法評議会は、憲法及び法律に従い、最高裁判所長官以外の裁判官の指名、昇進、異動、罷免及び懲戒について決定し、統括する（同条2項）。司法評議会の評議員は11名で構成される。その内訳は、裁判官が7名、法学の大学教授が2名、議会の議員が2名（うち1名は野党議員）である（同条5項）。評議員の任期は4年であり、3選は禁止される（同条8項）。

（5）憲法裁判所

憲法裁判所は、法律等の合憲性及び合法性の審査等の権限を有する裁判所である。

憲法裁判所は、議会の議員の3分の2の多数決により選出される13名の裁判官から構成される。憲法裁判所裁判官は、裁判官、検察官、弁護士、法学の大学教授の中から選任され、任期は8年で延長も可能である（126条1項）。憲法裁判所長官の任期は4年である（同条3項）。憲法裁判所裁判官は、公職を兼ねることができない（127条1項）。

憲法裁判所の権限としては、①法律の憲法適合性の審査、②その他の規則の憲法及び法律適合性の審査、③憲法適合性に関する大統領弾劾の審査等が挙げられる（129条）。

(6) オンブズマン

オンブズマンは、憲法、法律等において認められた人権及び自由の促進及び保護を職責とする議会の委員である(93条1項)。国又は地方の行政機関の行為により自己の憲法上又は法律上の権利を侵害されたと考える者は、オンブズマンに申告することができる(同条2項)。オンブズマンは、議会により選任され、任期は8年である(同条3項)。オンブズマンは、議会の議員と同様に、免責特権が与えられる(同条5項)。

3 人権

人権については、憲法の「第3章 人権及び基本的自由の保障」において、詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、クロアチア憲法においても、同様に保障されている。クロアチア憲法の特徴的な規定として、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①戦時中や国家緊急事態においては、人権保障が停止されることがあることが明文で規定されている。但し、生きる権利、拷問の禁止、思想良心の自由、信教の自由等については、この限りでない(17条)。
- ②死刑は廃止されている(21条2項)。
- ③何人も、本人の同意なくして、医学的・科学的な実験の対象とはされない(23条1項)。
- ④個人情報の保護について明文で規定されている。具体的には、本人の同意なくして、個人情報、収集・処理されず、法定の条件の下でのみ使用される。情報収集の目的に反する個人情報の使用は、禁止される(37条)。
- ⑤戦争又は民族・人種・宗教への憎悪を扇動する行為(ヘイト・スピーチ)は、禁止される(39条)。
- ⑥兵役義務、良心的兵役拒否及び代替役務が明文で規定されている(47条)。
- ⑦科学的・文化的・芸術的活動の自由の保障が明文で規定されている(69条)。

4 法令及び判決例

クロアチアにおける法源には、憲法、憲法的法律、国際条約、EU法、法律、その他の規則等がある。このように、クロアチアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。クロアチアの裁判所による判決については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

5 欧州連合(EU)との関係

クロアチアは、1991年の独立後、「欧州への回帰」を目指し、2009年4月にはNATO、2013年7月にEUに加盟した。クロアチアのEU加盟申請は2003年2月であったが、加盟が認められるまで10年以上を要したことになる。このようにクロアチアのEU加盟が遅

れた理由は、①クロアチアの旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY)）に対する協力（ユーゴ紛争時の戦犯の引渡し）が不十分であったこと、②クロアチアの司法制度の整備（汚職及び訴訟遅延への対策）が遅れていたこと、③クロアチアとスロベニアとの間で海域についての境界画定問題が存在していたこと等があったが、いずれも一定の改善がみられたことから、EU加盟が認められた。

クロアチアは、近年、EUに加盟するために法制度の大幅な改正を行ってきた。クロアチア憲法は、「第8章 欧州連合」において、EU法がクロアチア国内で直接適用可能性があること等を規定している。クロアチアは、今後も、ますます、EU法の影響を強く受けるようになると思われる。なお、欧州単一通貨ユーロはまだ導入していない。

Ⅲ 民法

クロアチアは、1991年の独立以後、新しい経済秩序をできるだけ迅速に構築するため、時間がかかる民法典の制定ではなく、緊急度・必要度の高い個別の法律の制定を急いだ。旧ユーゴスラビアで適用されていた社会主義的立法は廃止され、代わりに、個人主義、私的自治の原則等に基づく新しい法制度がオーストリア、ドイツ、スイスから導入された⁶。

クロアチアがEU加盟交渉を開始してからは、法制度のEU化がますます加速化した。

近時大きく制度が変更されたものの一つとして、物権法がある。即ち、「所有権及びその他の物権に関する法律」が1997年1月1日から施行された。この法律は、基本的にオーストリア物権法にならったものであり、ドイツ及びスイスの物権法からも一部の規定を受け継いだものである。この新しい法律により、旧ユーゴスラビア時代に適用されていた「社会的所有」概念は廃止され、「私的所有」概念に一本化された。また、旧ユーゴスラビア時代には、土地所有権と建物所有権は異なる取扱いがなされていたが、この新しい法律により、建物所有権は土地所有権と一体化して取り扱われるようになった。さらに、担保物権の分野でも、2005年の「動産及び権利に対する裁判及び公正証書による担保の登録に関する法律」により、流動的な動産及び権利に対する担保物権を特別な登録簿に登録する制度や、財産全体に担保物権を設定する制度が導入された⁷。

債務法の分野では、2006年1月1日に新しい「債務法」が施行された。この法律は、当事者が一般私人であるか、商人であるかを区別せず、同一に取り扱う。「債務法」は、契約上の債権債務関係だけでなく、契約外の債権債務関係についても適用される。この「債務法」とは別に、EU指令を実施するための多数の特別法（例えば、消費者保護に関する法律）

⁶ タチアナ・ヨシポヴィッチ著「EU法の諸原則と国内私法の発展 —2013年7月1日に28番目の加盟国となったクロアチア—」（奥田宏宏ほか編『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』（中央大学出版部、2014年）所収）59～60頁。

⁷ ヨシポヴィッチ・前掲書61～63頁。

が制定・施行されている⁸。

親族法分野では、2014年7月に、「シビル・パートナーシップ法」が制定された。これは、ドイツの「パートナーシップ法」にならったものであり、同性カップルにも、異性カップルと同様に、相続権、社会保障、税控除等を認めるものである。クロアチアでは、2013年に、「同性婚」を禁止するため、「結婚は男女間で行うものである」という規定を憲法に追加するレファレンダム（国民投票）が賛成多数で可決されていたが、「シビル・パートナーシップ法」の制定は、実質的にこれを覆すものといえよう。

IV 会社法

クロアチアの「会社法」は、ドイツ及びオーストリアの会社法にならって1993年に制定され、1995年に施行された。その後、幾度もの改正を経てきている。

クロアチアに投資しようとする外国企業は、クロアチアに子会社たる現地法人を設立することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するクロアチア法人である。

外国企業がクロアチアに現地法人を設立する際に多く利用される主な会社は、表2のとおりである。

表2：クロアチアで設立が認められている主な会社

名称	英語／クロアチア語（略称）	説明
有限責任会社	Limited liability company／ Društvo s ograničenom odgovornošću (d.o.o.);	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。自然人又は法人による一人会社も可。設立時における最低資本金は20,000 クーナ (HRK)。会社の必要的機関は、株主総会、取締役会。取締役は1名でも可。監査役会の設置は任意。最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に利用される。
株式会社	Joint-stock company／ Dioničko društvo (d.d.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。自然人又は法人による一人会社も可。設立時における最低資本金は200,000 クーナ (HRK)。会社の必要的機関は、株主総会、取締役会、監査役会。取締役は3名以上。取締役の任期は5年以内。比較的大規模な会社に適する。

⁸ ヨシポヴィッチ・前掲書 65～67 頁。

有限責任会社は、最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に適する会社形態である。自然人又は法人による一人会社も可能である。設立時における最低資本金として20,000 クーナ（HRK）が必要とされている。出資は金銭出資でも現物出資でもよい。会社の必要的機関は、株主総会及び取締役会であり、監査役会の設置は任意である。取締役は1名でもよい。有限責任会社の機関設計は、株式会社よりも、自由度が高いといえる。

株式会社は、比較的大規模な会社に適するものである。こちらも、自然人又は法人による一人会社も可能である。設立時における最低資本金は200,000 クーナ（HRK）である。会社の必要的機関は、株主総会、取締役会及び監査役会である。取締役は3名以上必要で、任期は5年以内でなければならない。

外国法人は、表2に掲げた会社形態のクロアチア法人を設立することもできるが、クロアチア国内に登記した支店又は駐在員事務所を設置することもできる。支店及び駐在員事務所は、クロアチア法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負うことになる。駐在員事務所はクロアチアでビジネス活動を行うことはできないが、實際上、情報収集、マーケティング等の目的に利用される。

V 民事訴訟法

クロアチアの民事訴訟法は、EU加盟のため、EUの諸原則に合致させるように大きく改正されたが、EU加盟後も引き続き、訴訟の迅速化等を目的として改正作業が行われている。最近では、裁判所の負担を軽減しようとする制度改正が相次いで行われた。一つは、遺産処理手続及び執行手続の権限が裁判所から公証人に移されたことである。また、公証人に対し、訴訟手続によらずに、直接に執行を申し立てることができる公正証書の作成権限が付与された。もう一つは、仲裁手続及び調停手続に関する法律が制定されたことである。これにより、訴訟よりも、仲裁や調停による紛争解決の活用を促進しようとしている⁹。

民事事件を管轄する裁判所についてみると、クロアチアの裁判所には、民事事件に関する一般的な司法権を有する裁判所として、地方裁判所（民事事件・刑事事件の原則的な第一審裁判所である。67か所ある）、及び郡裁判所（地方裁判所からの上訴事件を管轄する。15か所ある）がある。また、商事事件に関しては、第一審としての商事裁判所（7か所）、及び第二審としての高等商事裁判所（1か所）がある¹⁰。

VI 刑事法

⁹ ヨシボヴィッチ・前掲書 73～74頁。

¹⁰ クロアチア最高裁判所ウェブサイトの「Judicial Power」を参照。

<http://www.vsrh.hr/EasyWeb.asp?pcpid=282>

1998年1月1日、全部で391条から成るクロアチアの刑法典¹¹が施行された。クロアチア刑法の規定の中には、特徴的な規定も含まれている。

例えば、刑法174条は、人種等による差別に関する犯罪について規定している。即ち、1項では、「人種、宗教、政治的又はその他の思想、財産、出生、教育、社会的地位又はその他の特徴の差異に基づき、あるいは、性別、肌の色、国籍又は民族の起源に基づき、国際社会で認識されている基本的人権及び自由を侵害した者は、6か月から5年までの懲役に処す。」と規定されている。また、3項では、そのような差別的な考えを公に発表し又は広める等した者は、3か月から3年までの懲役に処す旨が規定されている。これらの規定は、内戦時等における民族間の紛争に対する反省を念頭に置いた規定であろうと思われる。

刑事事件を管轄する裁判所についてみると、刑事事件の第一審裁判所は、原則として、地方裁判所である。地方裁判所では、10年以下の懲役の刑事事件を管轄する。刑事事件の第二審裁判所は、原則として、郡裁判所である。郡裁判所では、10年を超える懲役の刑事事件の第一審をも管轄する。最高裁判所は、全ての上訴事件の最終的な管轄権を有する。郡裁判所で第一審が行われた場合、その上訴審は最高裁判所が審理する。これら一般の刑事事件を取り扱う裁判所の系列のほかに、第一審としての軽罪裁判所、及び第二審としての高等軽罪裁判所の系列もある。

VII 参考資料

以上、クロアチア法の概要を簡単に紹介してきたが、クロアチア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

クロアチア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: The Croatian Legal System and Legal Research」¹²等が参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.4』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第31回 クロアチア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹¹ クロアチアの刑法典及び刑事訴訟法典等の英訳は、クロアチア政府の下記ウェブサイトに掲載されている。

<https://vlada.gov.hr/documents-15211/15211>

¹² <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Croatia1.htm>